

証券取引所システム整備等に関する工程表

項 目	直ちに実施すべき事項	具体案策定に取り組むべき事項	中期的に検討を継続すべき事項
<p>〔次世代システムの構築等に向けた対応〕</p>	<p>○現行システムの能力増強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期等のスケジュール 東証：5月中に増強（年内再増強） 大証：2月中に新システム移行済 <p>○システム整備等に対する検討の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取引所ごとに、取引所と取引参加者（証券会社）が議論を行なう場として設定 （日証協・東証） <li style="padding-left: 20px;">4月中に「CIOミーティング」、「システム／マーケット実務者ミーティング」を設置 ・取引所間の連携について議論を行なう場を設定 （日証協・東証） <li style="padding-left: 20px;">「取引所間CIO連絡協議会」を発足予定 	<p>○次世代システムに関する基本コンセプトの策定（遅くとも9月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な要素（安定性、拡張性、高速性、堅牢性、柔軟性等）の具体的内容 ・システム要件 ・概要設計 ・開発時期、稼働スケジュールの具体化 ・取引ルール、慣行等見直しの内容 <p>○上記を踏まえたテクノロジー・ロードマップの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場規模、取引実態等に応じて、各取引所において独自に策定 ・取引の現場の状況を十分に踏まえつつ市場関係者全体で合意しながら進 	<p>○次世代システムの構築及び稼働</p> <p>○取引参加者（証券会社）、情報ベンダー等におけるシステム構築</p> <p>○次世代システムの能力増強、更なる新システムの導入に向けた検討</p>

項 目	直ちに実施すべき事項	具体案策定に取り組むべき事項	中期的に検討を継続すべき事項
	<p>○次世代システムに関する基本コンセプト策定のための中核となる要素（コアファクター）の決定</p> <p>○システムリスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取引所、証券会社等におけるBCPの策定（⇒順次策定中） 	<p>めることが望ましい。</p> <p>○ システムリスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券市場全体のBCP検討フォーラムにおける検討 ・上記検討状況等も踏まえた、取引所毎の既存のBCPの検証、見直し、改訂 ・地理的要素も加味したバックアップサイトのあり方の検討 ・効果的な取引所間における連携のあり方の検討 	<p>○バックアップサイトの構築等</p>
<p>〔関連規則・ルール〕</p> <p>○取引手数料体系の見直し</p>	<p>○応益性を加味した新体系への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証：2005年4月～新体系の30%加味、2006年4月～新体系の60%加味、2007年4月～完全移行 	<p>○注文件数ベースのウェイトを更に高めた料金体系の可否について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国では注文件数ベースとはしていないが、欧州ではある程度、注文件数ベースとする方向であることも勘案する必要 	

項 目	直ちに実施すべき事項	具体案策定に取り組むべき事項	中期的に検討を継続すべき事項
<p>○誤発注への対応・売買監理等</p>	<p>○取引参加者（証券会社）側における対応（⇒パブリックコメント手続き中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券業協会自主規制ルールの制定 <ol style="list-style-type: none"> ① 誤発注防止のための社内規則制定を義務付け、 ② 適切な人員配置及び研修の実施、 ③ 社内ルールの検査・監査体制の構築等 <p>○証券取引所側における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式数の30%を超える注文の排除 （⇒4月中を目途にシステム対応（東証）） ・上場株式数の5%超～30%の注文に対する確認、付け合せの中断等 （⇒各取引所において順次実施中） ・新規公開時初値の値幅の制約 （⇒6月中を目途にシステム対応（東証）） 	<p>○誤発注により約定した取引の取り扱いルールの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的問題、海外事例の検証等も踏まえた、取引所、証券業協会等における誤発注ワーキングにおける検討 	

項 目	直ちに実施すべき事項	具体案策定に取り組むべき事項	中期的に検討を継続すべき事項
	<p>○誤発注に関する証券取引所による開示のルール化 (⇒5月目途に実施(東証))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により、売買の一時中断措置を行った取引は全て開示 ・一時中断はされなかったものの、市場への影響が大きいと認められるものは開示 <p>○誤発注に関する取引参加者(証券会社)による開示 (⇒上記ルール化と合わせて実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引所の開示後遅滞無く開示 		
○売買単位の見直し	○投資家、上場企業及び取引参加者(証券会社)等からの意見聴取	<p>○売買単位の簡素化、投資金額の平準化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その際、売買単位と出資単位との関係、株式分割と株式併合手続きの差異、コスト負担、取引所及び取引参加者(証券会社)双方のコスト負担などに留意する必要 	<p>○売買単位の統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株券ペーパーレス化(平成21年6月までに施行)との関係に留意

